

四日市市訓令・四日市市教委訓令第1号

庁 中 一 般  
各 公 所

四日市市地区市民センター処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市教育長 廣 瀬 琢 也

四日市市地区市民センター処務規程の一部を改正する規程

四日市市地区市民センター処務規程（昭和57年四日市市訓令・四日市市教委訓令  
甲第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(所管) 第2条 センターは、 <u>市民生活部</u> 及び教 育委員会の所管とする。	(所管) 第2条 センターは、 <u>市民文化部</u> 及び教 育委員会の所管とする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(市民文化部市民生活課)